

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01210

研究課題名(和文) 移民の社会的包摂の規範理論構築

研究課題名(英文) Toward a Construction of Normative Theory of Immigrants' Social Inclusion

研究代表者

横濱 竜也 (Yokohama, Tatsuya)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：90552266

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通して、移民の望ましい受入れのあり方を説く移民正義論にとって、入国管理だけでなく移民の社会的包摂を可能にする制度的・社会的条件の解明が不可欠であること、この条件を論じるうえで、正義論上の関係的平等主義が有望であること、また社会的包摂のための負担を負う受入社会メンバーの道徳的義務を根拠づけるために、敬讓論による政治的義務の正当化が活用できることが示された。しかし、同時に、移民の社会的包摂の実現において宗教の違いをどのように扱うべきかが、解決されるべき大きな課題として残されることが、欧州における立憲主義的諸価値と宗教との関係、またアジア諸国における宗教調和政策の検討を通じて明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義・社会的意義は、大きく分けて3点ある。第一に、移民の社会的包摂・社会統合の成立条件と、社会統合のための適正な負担分配のあり方に力点を置いて議論する移民正義論の視座を示したことである。第二に、移民政策を評価するにあたり、比較移民政策論的見地により、シンガポールの移民労働者受入れ制度や受入国の社会統合政策の実情を、現地の研究者や行政担当者、NPOなどとの対話や聞き取りを通じて明らかにし、日本や先進諸国の移民政策を検討したことである。第三に、日本においても、出入国在留管理庁の当局者や、地方自治体の国際交流協会職員との対話を通して、より実現可能性の高い移民政策を構想したことである。

研究成果の概要(英文)：Our research clarified that theories of immigration justice should elucidate not only morally desirable conditions of immigration control, but those of institutional and social conditions for migrants to be socially included; that to unveil these conditions, the relational egalitarianism which focuses on indispensability of relation-dependent goods is hopeful; that to justify a moral duty of host countries' members to bear the costs of migrants' social inclusion, we should reassess theories of political obligation, among which the theory of political obligation as a deference of governed to the governor is promising. Diversity of religions however poses one of the most serious challenges for normative theories for migrants' social inclusion. To tackle this challenge, we should engage with the normative investigation of religious regulations including more liberalistic regimes of religious freedom and politico-religious separation and more communitarian regimes of religious harmony.

研究分野：法哲学

キーワード：移民正義論 世界正義論 多文化主義 ナショナリズム 社会的排除 政治的義務論 立憲主義 宗教

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 「再国民化」状況と移民の社会的包摂問題

EU諸国における欧州統合への懐疑(Pegidaなどの排外主義運動やフランスの「国民戦線」「ドイツのための選択」、スウェーデン民主党など極右政党の台頭、移民規制の強化、Brexitなど)に典型的に表れているように、先進各国において、「再国民化」つまり「国家」・「国民」の境界を再確定し、「国民」を「国民」以外の人々よりも優遇しようとする動きが顕著だ。その主要因の一つは、移民、とくに定住化する移民を受入国社会に包摂すること(以下、「移民包摂」と略すことがある)の困難、そして移民包摂にかかる負担が公正に分配されていないことに対する受入国民・移民双方の不満がある。社会的包摂が個人の厚生や権利の保障において不可欠であることについて、例えば欧州委員会は、「連帯の欧州を目指して Toward a Europe of Solidarity」(COM(92) 542 final, 23 December 1992)において、「社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズム」が労働・所得のみならず、居住、教育、健康、社会的サービスへのアクセスを失わせていくことを指摘する。

しかし問題は、移民包摂には、ネイティブの国民と比して重い負担がかかることである。特に受入国の言語使用能力や技能水準等において不利な条件にある移民が、受入国民との社会的交流に参加し、就労・教育の機会を十分に保障され、居住環境や健康等において不自由なく生活できるようにすることは、容易ではない。

(2) 移民正義論の議論状況

移民正義論は、移民をいかに受入れるべきか、いかなる移民規制が正当化されるかを探究するものである。移民正義論にとって、移民包摂問題への対応は喫緊の課題であるはずだが、十分に取り組まれてきたとは言えない。

移民正義論では、受入国による裁量的移民規制を斥けるべきとする「開放国境論 Open Border Theory」、これを採るか否かが、論争の焦点を形成している。「開放国境論」は、移動の自由を国民であるか否かを問わず保障されるべき普遍的な人権の一つとし、国家が移民規制によりこの人権を制約することが許されるのは、他の普遍的な人権が優越する場合のみだと説く。そして国家のメンバーシップが道徳的に正当化されるためには、それが普遍的な人権保障に適うことが必要だとする。しかし、移動の自由は移民の入国・滞在を妨げない理由とはなっても、移民の社会的包摂への要求まで裏付けうるかどうか疑わしい。

他方、「開放国境論」を批判する側の多くは、普遍的な人権保障に還元できない価値を国家のメンバーシップに見出す。例えば、「リベラル・ナショナリズム」は、国家のメンバーシップを、異なる価値観を持つ者が政治的決定を尊重し、互いの厚生や権利を配慮する動機としての、共通のアイデンティティの基盤と考える。そして裁量的移民規制を認めることは、国民が自国のメンバーシップを他国民に干渉されずに形成し維持していく政治的自律にとって肝心要である。しかし、裁量的移民規制の下受入れた移民について、その社会的包摂の負担を受入国が担うべきかどうか、判然としない。もし移民を受入国民と同等のメンバーとして扱うのであれば、彼らも国民としてのアイデンティティを有すべきことになるが、そのための負担を移民自身が負うべきか受入国が負うべきか、大いに議論の余地がある。

このように、既存の移民正義論の主たる関心は国家の裁量的移民規制の是非にあり、受入国での移民包摂のありようが主題化されにくい傾向がある。かかる背景に基づき、本研究は次の問いに取り組むこととした。移民包摂の負担とはどのようなものか、その負担を誰にどのように分配するかを十分に考慮した場合、移民規制の道徳的正否、また国家の望ましいメンバーシップのあり方はいかなるものとなるか。

2. 研究の目的

本研究の目的は、移民包摂の困難に対応する制度的取組みを、日本を含め先進各国について概観した上で、移民包摂の負担分配がいかにあるべきかを、主として移民正義論・平等論の研究蓄積の精査、政治的責務論の批判的検討、移民包摂状況の調査に基づき解明することであった。

(1) 移民の社会的包摂の規範理論構築

先進各国の移民包摂(また排除)のありようと移民政策については、本邦でも政治学分野・社会学分野などにおいて研究蓄積があるが、国の違いをこえて、移民のあるべき社会的包摂の一般的条件を明らかにする規範理論の構築は、未だ十分とは言えない。本研究は、この課題に答えることを目的とした。

(2) 移民包摂問題に照らした移民正義論・平等論の研究蓄積の精査

移民が労働、教育、居住、健康、社会サービスへのアクセスを十分に確保しようとするれば、ネイティブの国民との言語能力・技能における格差を是正する必要があり、移民への社会給付や教

育の充実が図らねばならない。さらに、移民の集住が社会的排除を生み出す要因となりがちであることはつとに指摘されており、これを回避するコミュニティ形成、それを支える都市政策や住民参加のありようも問われる。本研究は、既存の移民正義論に乏しい、より包括的な移民包摂政策への関心から、最善の移民正義構想を提示しようとするものである。

その際、移民正義が依拠する平等概念も同時に再検討されざるをえない。本研究は、協同生産枠組みの参加者としての機能(とくに生産における貢献への他者からの承認)・民主国家の市民としての機能(とくに市民社会における他者との関係構築への実効的なアクセス)の平等をも求める関係の平等主義(relational egalitarianism)に、移民包摂への要求を正当化する余地があるという見立てで、平等論上の論争を精査することにした。

(3) 政治的責務論の批判的検討

政治的責務は人々が所属する国家に対して特に負う道徳的義務であり、政治的責務論はかかる義務の正当化根拠となる、国民に特有の道徳的紐帯を探究する。移民包摂問題は、この国民に特有の道徳的紐帯が移民にどこまで当てはまるかを問うものでもあり、問いへの応答は、政治的責務の正当化理論(同意理論、公平性論、正義の自然的義務論等)に応じて異なってくる。本研究は、移民包摂問題に最もよく答える政治的責務論の構築を通して、国家のメンバーシップの道徳的意義を見出すものである。

(4) 移民包摂状況調査

(2)・(3)の理論的検討の前提として、移民包摂の実相を踏まえなくてはならない。本研究は、諸外国については主に文献研究を通じて、また日本・シンガポールについては文献研究と実地調査を踏まえて、移民包摂問題の現状を経験的に明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 諸外国と日本の移民包摂状況調査

諸外国の移民包摂状況について文献研究を通して概観し、日本とシンガポールについては、文献研究と移民集住地域の実地調査(現地視察、行政担当者等へのインタビューなど)により、移民包摂の実相を把握することとした。

(2) 移民正義論・平等論の精査

移民正義論・平等論の議論状況については、研究代表者・研究分担者双方に批判的検討を行った論考を元手にして移民包摂問題に答える移民正義論・平等論を文献研究により構築することとした。

(3) 政治的責務論の批判的検討

研究代表者は政治的責務論の主要理論を検討した著書を公刊したが、本研究では、移民包摂問題に答える国家のメンバーシップの道徳的意義の観点からの文献研究により、政治的責務論を再検討することとした。

4. 研究成果

(1) 平等論の精査

研究代表者は、2018年度日本法哲学会学術大会ワークショップ報告「移民の社会的排除はなぜ問題か 平等論の検討を通して」において、移民が、絶対的貧困、相対的剥奪とは異なる形で、就労、教育、居住において社会的排除を被っており、それが移民と受入社会のネイティブの人々とのあいだに隔離を生みだしていることを指摘した。そして、これを克服する処方箋を示す平等論上の見解として、関係の平等主義が有望であることを示した。

平等主義の諸構想のうち、運平等主義では、移民の社会的排除をどこまで「所与運」あるいは「選択運」として扱うべきかが十分には明らかにならない点に、課題がある。また潜在能力平等論も、社会的排除のプロセス一般ではなく、あくまで個人に潜在能力の欠如という結果をもたらす社会的排除のみに関心を向ける点で、不満が残る。これに対して、関係の平等主義は、諸個人が同じ民主社会の一員としての対等な立場を承認される民主的平等を目指すものであり、そのために、各人がどの集団に所属しているか、どのようなメンバーシップの下にあるかに大きな関心を有し、何を分配されるかだけでなく、それが誰との関係の下で分配されるかを重視する。移民とネイティブの人々との関係性のありよう自体を平等論上の問題とする点で、関係の平等主義には他の平等主義諸構想に比して優位性が認められる。

(2) 政治的責務論とメンバーシップ

研究代表者は2018年度 IVR 日本支部国際会議英語報告“Immigration Justice and Political Obligation”において、如上の関係の平等主義、また移民包摂にかかる負担の公正な分配とその動機への関心により、政治的責務論の再検討を行い、被治者の統治者に対する敬讓の議論を支持した。またその内容を同タイトルで雑誌論文として公表した。

同報告・論文の主動機の一つは、政治的責務を正義実現の機能により正当化する正義の自然義務論を批判することにある。正義の自然義務論は、政治的責務の個別性 政治的責務が、各人の属する政治社会に対して特別に負う道徳的義務であること を説明しきれないことのみならず、移民の社会的包摂を可能にし、その負担をわかちあう受入社会の関係性がいかなるものであるべきかに答えきれない。この限界を克服するためには、政治的責務を負う主体相互の道徳的

関係性を解明する議論が必要であり、そのなかでは上記の敬讓論がより優れている。

あわせて、研究代表者は、2019年開催された第29回IVR世界大会(World Congress)における英語報告にて、敬讓論とより整合的なメンバーシップのあり方として、R・バオベックが“Democratic Inclusion: A Pluralist Theory of Citizenship”(Rainer Bauböck with responses from Joseph H. Carens et al. *Democratic Inclusion: Rainer Bauböck in Dialogue*, Manchester U.P., 2018, pp.3-102)で示す、「ステークホルダー・シティズンシップ」論に期待が持てる旨説いた。

バオベックにおいて、「ステークホルダー」とは、諸個人が権利保護を委ねるとともに、彼らの福祉を共通善にまとめあげる単位として、特定の政治体に期待する人々のことである。「ステークホルダー」にメンバーシップを限定することにより、領域限定的なメンバーシップのあり方を保持しつつ、移民など、滞在する政治体に特別の利害関心を有する外国人にも、メンバーシップを認めることが可能になる。報告は、このような特別の利害関心のうちに、統治者に対する敬讓を読み込むことにより、社会的包摂の範囲を限定することが望ましいと説くものである。

(3) 日本の移民包摂状況

日本の移民包摂状況調査については、2018年度に、研究代表者・研究分担者とも研究協力者として参加していた科学研究費基盤研究(B)「世界正義理念の再構築による移民難民政策の規範的指針の研究」(研究代表者:井上達夫東京大学名誉教授、18H00790)による、静岡県、静岡市、磐田市の国際交流協会職員へのインタビューにより、基本的認識が形成された。

他の移民集住地域における調査は、新型コロナウイルス感染症流行により実施できなかったが、移民政策学会、宗教学会等への参加・情報収集を通じて得られた、日本における移民の社会的排除状況に関する知見をふまえ、研究代表者は、2本の雑誌論文「外国人労働者受け入れと自治体の役割」「外国人材受け入れと地方自治の役割」を著した。

その主たる論点は、2018年入管法改正までは、政府は外国人の社会的包摂のための表だった施策をとっておらず、一部の地方自治体、とくにその外郭団体が事実上その欠を補ってきたこと、自治体により外国人への支援の手厚さに格差があるなか、社会的包摂の基本的条件、とくに外国人への言語教育の制度的基盤整備は、国が責任をもって行うべきこと、である。

(4) シンガポールの移民包摂状況

移民包摂の実情を明らかにする実地調査について、まず2019年2月に、研究代表者・研究分担者共同でシンガポールにて、シンガポール憲法研究者やシンガポール政府の移民労働者受入担当者、移民労働者支援NPOメンバーにインタビューを行った。その成果は、研究分担者による「J.L.ネオ「リベラリズムなき世俗主義」の紹介(抄訳)と若干の検討」と研究代表者による雑誌連載論文「外国人労働者と多文化共生——シンガポールの教訓」(第1回～第6回)において、示された。

これらにおいて明らかにされたのは、以下の点である。

シンガポールの移民労働者の階層化:シンガポールの移民労働者受入は、所得、学歴、職位により階層化されており、所得・学歴制限のないワークパーミット労働者(外国人家事労働者を含む)については、シンガポールの労働力需要を支える一時的移民労働者として扱われている。彼らは、永住権・市民権を申請する資格は与えられず、家族同伴は禁じられ、雇用関係がなくなれば滞在資格を失い、すぐさま国外退去しなくてはならない。高度人材、ミドルクラス労働者については、永住権申請資格も家族同伴も認められており、ワークパーミット労働者らとのあいだの階層化が顕著である。また、雇用関係の存在を条件とした滞在資格により、ワークパーミット労働者はきわめて脆弱な立場に置かれている。彼らの社会的排除は、基本的に移民労働者受入制度により条件づけられている。

「宗教調和」の強制:多民族国家であり、人種構成と信仰とが密接なつながりをもつシンガポールでは、他宗派の憎悪感情を煽る行動や、宗教的教義に基づく政治的主張、また政府への敵対行動の規制(令状なしの拘禁を含む)が、宗教調和維持法また国内治安法などを根拠にして行われている。

これらの宗教規制については、人権保障の観点から批判される余地はある。しかし他方で、欧米などにおいて、移民の信仰する宗教的教義が、主流社会の基本的政治道徳とのあいだにしばしば緊張をもたらす状況に鑑み、シンガポールの「宗教調和」の強制は、宗教による社会の分断を阻止する施策の一つとして、また宗教の自由に認めるべき規範力を再検討する契機として、より慎重な検討を要するものと考えられる。

(5) 移民の社会統合における立憲主義と宗教

(4)で示した「宗教調和」強制の評価に関しては、移民の社会統合における立憲主義と宗教の観点から、研究分担者が行った宗教学会2018年度春季大会報告「ミートボールと立憲主義」また共著図書『社会のなかのcommons——公共性を超えて』へ寄稿した同タイトル論文が、基本的視座を与えている。立憲主義の核心には、異なる宗教的教義を奉じる人々を統合すべく、さまざまな信仰を公的領域から排除し、政治権力がそれらに対して中立を保つ政教分離や公私区分がある。このような立憲主義理解をとるのであれば、基本的人権の平等保障や公私分離に抵触する教義を奉じる宗教集団(たとえばイスラム教)に対して、その信仰に基づく行動(たとえば女性がヴェールを被ること、さらにはFGM)を制限することは、立憲主義そのものによって正当化

されうる。そのことは、主流派と異なる文化を有する移民の文化的権利保障を説く多文化主義と衝突する。移民排斥を説く排外主義を批判的に検討するにあたっては、このような問題状況をもふまえる必要がある。

とはいえ、**政教関係のあり方は、基本的人権保障を旨とする立憲主義をとる国のなかでも、さまざまである。**世俗領域から宗教を徹底的に排除しようとするフランス、諸宗教からの中立性と政治の非宗教性を重視するアメリカ、少数派の信仰への寛容を制度化するドイツやイギリスなど、対応は分かれており、各国の社会統合状況とあわせてさらなる検討が求められる。あわせて、上記のシンガポールにおける宗教調和政策についても、精神的自由権を少なからず侵害しかねない点には批判の余地が少なくないものの、「宗教調和」そのものが立憲主義の下で果たしうる社会統合機能を精査しなくてはならない。

宗教集団が社会的排除下の移民を受け入れる重要なコミュニティの一つとなることについては、すでに多くの指摘がある。そうだとすれば、移民の社会統合の成否は、彼らを包摂する宗教集団を、受入社会がいかに統合しうるか、立憲主義が描く統合の方途がどこまで有効かによって、大きく左右されることになる。本研究を通じて見定められたこれらの問いに答えることが、今後に残された課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 676
2. 論文標題 外国人労働者受け入れと自治体の役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 住民と自治	6. 最初と最後の頁 7-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 2018
2. 論文標題 政治的責務論は何を問うべきなのか 瀧川裕英『国家の哲学 政治的責務から地球共和国へ』（東京大学出版会、2017年）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法哲学年報2018	6. 最初と最後の頁 127-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 85-12
2. 論文標題 外国人材受け入れと地方自治の役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 農業と経済	6. 最初と最後の頁 57-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 38
2. 論文標題 J.L.ネオ「リベラリズムなき世俗主義」の紹介（抄訳）と若干の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 宗教法	6. 最初と最後の頁 69-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 23
2. 論文標題 Immigration Justice and Political Obligation	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 静岡大学法政研究	6. 最初と最後の頁 65～82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14945/00026185	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 33-10
2. 論文標題 ナショナルデー(外国人労働者と多文化共生 シンガポールの教訓(1))	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 33-11
2. 論文標題 階層化される外国人労働者(外国人労働者と多文化共生 シンガポールの教訓(2))	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 33-12
2. 論文標題 外国人家事労働者の「抵抗」(外国人労働者と多文化共生 シンガポールの教訓(3))	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 34-1
2. 論文標題 宗教調和と人権 (外国人労働者と多文化共生 シンガポールの教訓(4))	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 16-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 34-2
2. 論文標題 「団地国家」と多人種統合 (外国人労働者と多文化共生 シンガポールの教訓(5))	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 18-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横濱竜也	4. 巻 34-3
2. 論文標題 選挙制度とシンガポールの統合 (外国人労働者と多文化共生 シンガポールの教訓(6))	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人流	6. 最初と最後の頁 26-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 512
2. 論文標題 「思考の距離戦略」としてのゾンビ考	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Voice	6. 最初と最後の頁 108-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 193
2. 論文標題 疫禍と字典	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 パブリッシャーズレビュー / 白水社の本棚	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口功一	4. 巻 -
2. 論文標題 コロナ後の夜の街のために スナックという可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 時事ドットコム (Web記事)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 Tatsuya YOKOHAMA
2. 発表標題 Immigration Justice and Political Membership
3. 学会等名 29th IVR World Congress (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 横濱竜也
2. 発表標題 Immigration Justice and Political Obligation
3. 学会等名 第1回IVR日本支部国際会議 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横濱竜也
2. 発表標題 移民の社会的排除はなぜ問題か 平等論の検討を通して
3. 学会等名 日本法哲学会2018年度学术大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 谷口功一
2. 発表標題 ミートボールと立憲主義
3. 学会等名 宗教法学会2018年度春季大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 待鳥聡史、宇野重規、苅部直、江頭進、砂原庸介、田所昌幸、鈴木一人、谷口功一	4. 発行年 2019年
2. 出版社 白水社	5. 総ページ数 240
3. 書名 社会の中のコモンスター公共性を越えて	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	谷口 功一 (Taniguchi Koichi) (00404947)	東京都立大学・法学政治学研究科・教授 (22604)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------